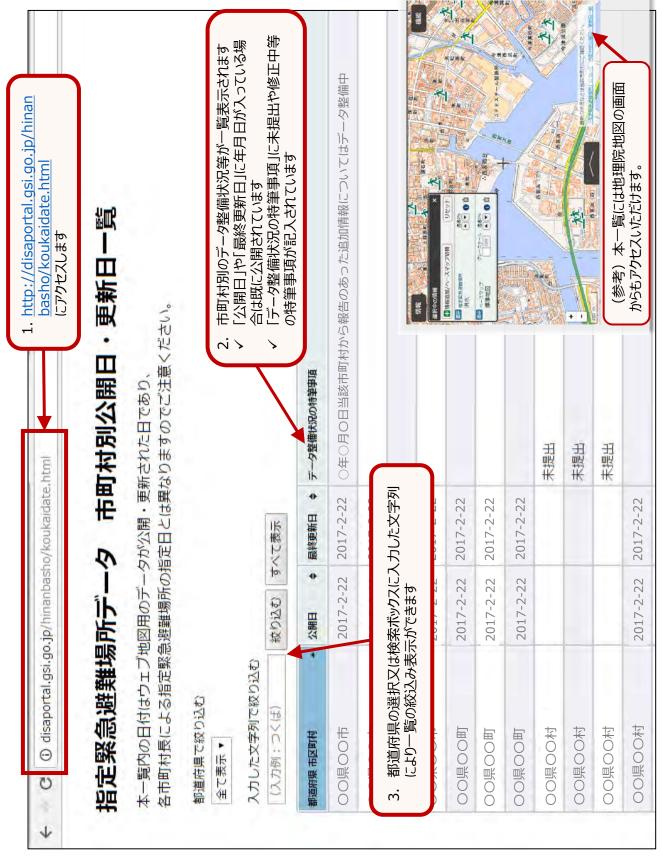
データの整備状況がわかる「市町村別公開日・更新日一覧」閲覧方法



指定緊急避難場所等のデータの整備・公開のための報告等の手順

- ※ 以下、「指定緊急避難場所に係る国土地理院 WEB 地図の取組への協力依頼等について」 (平成28年6月29日付け 国土交通省国土地理院応用地理部長・内閣府政策統括官(防 災担当)付参事官(調査・企画担当)・参事官(被災者行政担当)・消防庁国民保護・防 災部防災課長事務連絡)で示した「地理院 WEB 地図掲載のための報告等の手順」の再 周知です。なお、今回加筆、修正した箇所等には下線を付しています。
- ※ 以下、「様式1等」とは、「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及 び指定避難所関連事項)の運用について」(平成26年3月26日付け府政防第369号・ 消防災第126号)中様式1または様式2をいいます。

1. 市町村

(1) 未だ指定緊急避難場所等を指定していない市町村について

消防庁の「「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」(平成28年12月20日付け消防災第176号)の通知でも指定緊急避難場所の早急な指定をお願いしているところであり、都道府県等の助言を受ける等により取組を促進させ、指定緊急避難場所等を速やかに指定するようお願いします。

指定後は、各市町村において、都道府県宛てにメールで様式 1 等を送付する際に、宛先(メールの CC など)に国土地理院応用地理部(gsi-hinanjo@ml.mlit.go.jp 以下同じ。)を追加してください(別添 1 フロー①参照)。

(2) 本通知受領日以降に、各都道府県宛てに指定緊急避難場所等(指定の取消及び変更 に係る指定緊急避難場所等を含む)を通知する場合について

これまでと同様に、各市町村において、都道府県宛てにメールで様式 1 等を送付する際に、宛先(メールの CC など)に国土地理院応用地理部を追加してください(別添 1 フロー①参照)。

2. 都道府県

- (1)本通知受領日までに、各市町村から指定緊急避難場所等の通知を受領した都道府県のうち、以下に該当するものについて
 - ・これまで一度も指定緊急避難場所を国土地理院応用地理部に送付していない都道府県
 - ・これまで一度も指定避難所を消防庁防災課に報告(災害対策基本法(昭和 36 年法律 第 223 号) 第 49 条の 7 第 3 項の報告を言います。以下同じ。) していない都道府県

当該都道府県において、本通知受領日までに通知を受けた指定緊急避難場所等を、様式1等を用いて集計し、集計後は速やかに報告してください。

- 指定緊急避難場所
 - ⇒ 国土地理院応用地理部宛てに送付
- 〇 指定避難所
 - ⇒ 消防庁防災課への報告(従前と同様) (別添1フロー②参照)。
- (2) 指定緊急避難場所を本通知受領日までに一度でも国土地理院応用地理部に送付したことがある、または、最新の指定避難所を消防庁防災課に報告している都道府県(2. (1) により送付、報告を行った都道府県を含みます。) について

指定緊急避難場所等のデータについて、本通知により改めて最新のものを送付、報告していただく必要はありません。今後もこれまでどおり、指定避難所について消防 庁防災課へ報告を行ってください。

3. 指定緊急避難場所等データの位置の確認及び公開について

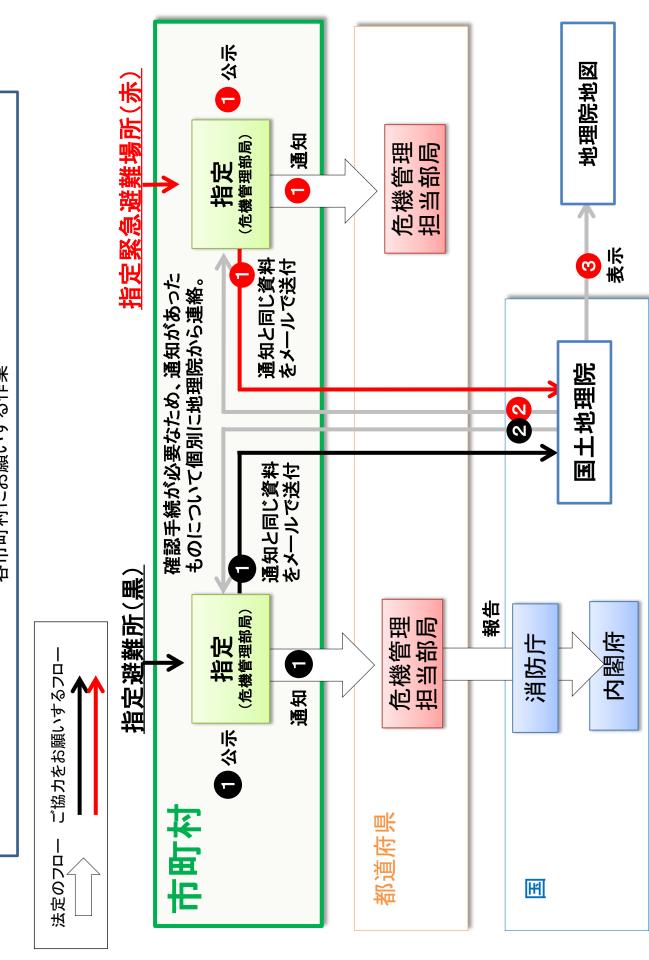
- (1) 国土地理院は、1.及び2.により様式1等を収受した後、位置情報を付与し、市町村確認サイトに表示した上で、国土地理院よりご連絡します。
- (2) <u>市町村におかれましては、市町村確認サイトにおいて、指定緊急避難場所等の位置が正しく表示されているかご確認をお願いします。確認作業の手順は、別添2をご参</u>照ください。
- (3) 各市町村における(2)の確認作業が完了次第、指定緊急避難場所の所在地等が速やかに地理院地図で公開されます。

4. その他

- (1) 様式1等中「管理担当連絡先」及び「想定収容人数」については、地理院地図上に表示しないこととしております。
- (2) 国土地理院において様式1等を収受後、位置情報を付与し各市町村に確認依頼のご連絡をするまでに要する標準的な時間は、1週間程度です。しかしながら、指定箇所数が多い場合や各市町村からの情報提供が相次いだ場合等はこの限りではなく、長期間を要する可能性があることをご理解願います。なお、最新の指定状況に合わない情報を提供し続けることを避けるため、指定の取消及び変更に係る作業を優先的に処理します。

指定緊急避難場所等データの整備・公開のための報告フロ-

各市町村にお願いする作業 別添1



(N 指定緊急避難場所等データの整備・公開のための報告フロー

一度も指定避難所を消防庁防災課に報告していない都道府県(長野県、広島県)にお願いする作業 度も指定緊急避難場所を国土地理院応用地理部に送付していない、または

